

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更の運用（案）

1 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更についての手順

- (1) 追加で費用を要する感染拡大防止対策の実施について打合簿で協議
↓
- (2) 協議の結果，個別の現場にかかる感染拡大防止対策として必要と認められるものについては設計変更の対象とし，発注者は(1)の打合簿に明示して返却
↓
- (3) 受注者は(2)で発注者から明示された感染拡大防止対策の実施の具体について，施工計画書又は業務計画書へ記載のうえ提出
↓
- (4) 受注者は，施工計画書又は業務計画書に基づき，感染拡大防止対策を実施
↓
- (5) 感染拡大防止対策の確実な実施と費用の確認のため，実施した対策が確認出来る写真と支払いを証明できる請求書や領収書などの写しを打合簿に添付して報告
↓
- (6) 発注者は，(5)の打合簿の添付書類により，設計変更対象金額を確認のうえ打合簿に変更対象金額を明示して返却
↓
- (7) 発注者は，変更指示のうえ設計変更

2 設計変更対象となるものの具体例

- (1) 県外から，及び離島においては島外からの労働者確保に伴い，旅館や労働者宿舎に相部屋等で宿泊していたものを新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として，近隣宿泊施設に分散させるための宿泊費用の増加分
- (2) 上記(1)の対策で，労働者の宿泊を分散させたことによるレンタカーの増車分及び増車分の燃料等の交通費の増加分

- (3) 現場事務所や休憩所，労働者宿舎の拡張により3密の解消を図るための費用（損料又はリース料の増加分や拡張にかかる追加工事費）や借地料（朝礼やKYK時のソーシャルディスタンス確保のために現場事務所周辺の借地面積増加にかかるものについても含める）
- (4) 現場事務所や休憩所の空間分離のためのパーティション等の設置費用
- (5) 現場従事者の使い捨てマスクや消毒用アルコール等の購入費用やインカム，シールドヘルメット，現場に配備する体温計等の購入費用・リース料（リースの場合は，想定される工事完了までの必要な期間を計上できる。過剰な予備の購入費用は対象としない。）
- (6) 遠隔臨場やテレビ会議等による打ち合わせ等を行うために必要なWebカメラやタブレット端末，Wi-Fiルーター等のリース等による環境整備にかかる費用
（施工管理等に用いるパソコン等のリース料等については対象としない）

3 対策費用の積算

- (1) 前記2の(1)，(2)，(3)については「増加(追加)分の費用」とし，対策前後の費用が分かる領収書等（住宅等の借上げの場合は，契約書を含む）の写しにより積算する。
- (2) 前記2の(4)，(5)，(6)については「要した費用の全額」とし，対策に要した品目毎の金額が分かる領収書等（レシートを含む）の写しにより積算する。
- (3) これらの対策費用は，諸経費率の対象外とする。